

お客様 各位

平成 24 年 12 月 21 日
岐阜県下呂市森 690 番地 1
益 田 信 用 組 合

「中小企業経営力強化支援法」認定について

平素は、当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
当組合は、平成 24 年 12 月 21 日（金）、中小企業庁より平成 24 年 8 月 30 日に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき「経営革新等支援機関」の認定を国から受けましたのでお知らせいたします。

中小企業経営力強化支援法は、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行なう支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月 30 日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行なう「経営革新等支援機関」を認定する制度です。

認定制度は、税務・金融や企業財務に関し、専門的な知識や一定レベルの実務経験を有する個人、法人、中小企業支援機関等を国が「経営革新等支援機関」として認定、中小企業を支援するものであります。

認定機関が支援する中小企業は①信用保証協会の保証料優遇、②中小基盤整備機構が派遣する専門家への経営相談などの公的援助を受けられます。

当組合では全ての本支店において①創業支援、②事業計画策定支援、③事業継承、④金融・財務に関する相談業務をお取扱いいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

益田信用組合 審査部 TEL0576-25-2009